



彩の国くらしレポート

埼玉県

新聞の訪問販売 自分に合った契約をしよう

新聞を次々と購読契約

高齢者宅に3紙も届けられていて…

Yさんのケース(87歳 女性)

*相談者はYさんの娘

ここ数年、認知症の兆候が出ていた一人暮らしの母の家へ様子を見に行くと、新聞が3紙置いてあった。

どうしたのかと母に聞いても「よく覚えていない」と言うが、どうやら自宅に来た拡張員から勧誘を受けて契約したらしい。

母は「新聞は読んでいない」と言うので、解約しようとして販売店に連絡すると、「半年前に契約して、今月から5年間、配達することになってる」「解約はできない」と言われた。

しかし、新聞代の負担も高齢の母には大きく、どうしたらよいか消費生活支援センターに相談した。

※実際にあった相談に基づき、一部修正しています。



長期契約して大丈夫?よく考えて。



新聞の訪問販売による購読契約で、中途解約できない等の相談が後を絶ちません。

訪問販売では、契約書面を受け取った日から8日間
はクーリング・オフできますが、それを過ぎると
原則、一方的に解約はできません。

アドバイス

今後の健康状態や経済的な事情を考え、
長期の契約は避けましょう。

景品目当ての契約はやめましょう。

「新聞購読契約に関するガイドライン」

業界団体では自主基準を設け、次のような場合には直ちに解約に応じるよう販売店に求めています。

- ・不適切な契約が行われていた場合
- ・契約者の判断力不足の状態であった場合や、新聞公正競争規約の上限を超える景品類を提供した場合など。
- ・考慮すべき事情がある場合
- ・購読が困難になる病気・入院・転居など、解約が合理的だと考えられる場合。

困ったら、すぐに消費生活支援センターにご相談ください。

電気こたつによる発火に注意

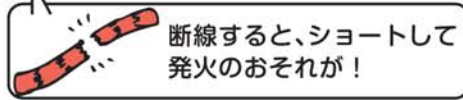
こたつによる事故が発生しています。冬季は、こたつを使用することが多いので、次の点に注意してください。



就寝時、外出時は、コンセントからプラグを抜いておくとお安心。



こたつ布団、洗濯物など、ヒーターに近づけたままにすると、発火のおそれがあります！



断線すると、ショートして発火のおそれがあります！

こたつを安全に使うためのポイント

コードをこたつの脚等の下敷きにした状態で使用したり、引っ張ったり、折り曲げたりねじったりしないようにしましょう。

こたつ布団、座布団や座椅子などを押し込んでヒーターに近づけない、こたつの中で衣類を乾かさないようにしましょう。

ヒーター、コード、スイッチ、プラグなどを自分で修理や改造しないようにしましょう。

暮らしにちょっと役立つ

豆知識

- 湿度が高くならないように、換気扇等を使用して空気中の水分を追い出しましょう。
- 除湿機等を上手に使用して室内の空気の湿度を調整しましょう。
- 室内に空気が滞留しないように家具の配置を工夫して、空気が循環するようにしましょう。

カビの原因になる「結露」対策をしよう
湿度を調整して 快適な冬を送りましょう

平成28年1月以降、「社会保障」「税」「災害対策」の三分野で行政機関などに提出する書類にマイナンバーの記載が必要となります。また、勤務先や取引の

ある金融機関からマイナンバーの提出を求められる場合があります。他人のマイナンバーを不正に入手すると処罰の対象になります。また、むやみに他人にマイナンバーを教えるはいけません。「あなたのマイナンバーを管理してあげるから番号を教えてください」といった不正な電話や訪問には決して応じないでください。マイナンバーは原則一生変わりませんので、大切に管理しましょう。

消費生活の「ふへほ」(個人番号) 制度は、正式には「社会保障・税番号制度」といいます。年金や医療保険などで個別に管理されている情報を、一つの番号で照合できるようにするものです。

平成28年1月以降、「社会保障」「税」「災害対策」の三分野で行政機関などに提出する書類にマイナンバーの記載が必要となります。また、勤務先や取引のある金融機関からマイナンバーの提出を求められる場合があります。他人のマイナンバーを不正に入手すると処罰の対象になります。また、むやみに他人にマイナンバーを教えるはいけません。「あなたのマイナンバーを管理してあげるから番号を教えてください」といった不正な電話や訪問には決して応じないでください。マイナンバーは原則一生変わりませんので、大切に管理しましょう。

消費生活の「ふへほ」(個人番号) 制度は、正式には「社会保障・税番号制度」といいます。年金や医療保険などで個別に管理されている情報を、一つの番号で照合できるようにするものです。

平成28年1月以降、「社会保障」「税」「災害対策」の三分野で行政機関などに提出する書類にマイナンバーの記載が必要となります。また、勤務先や取引のある金融機関からマイナンバーの提出を求められる場合があります。他人のマイナンバーを不正に入手すると処罰の対象になります。また、むやみに他人にマイナンバーを教えるはいけません。「あなたのマイナンバーを管理してあげるから番号を教えてください」といった不正な電話や訪問には決して応じないでください。マイナンバーは原則一生変わりませんので、大切に管理しましょう。

埼玉県消費生活支援センター 相談窓口

川口：☎048-261-0999 川越：☎049-247-0888
春日部：☎048-734-0999 熊谷：☎048-524-0999

受付時間：9:00～16:00(月～金) ※川口は土曜日も受け付けています。(祝日・12月29日～1月3日を除く)

※お住まいの市町村の窓口も御利用ください。

困った時には、まず相談!



埼玉県マスコット「さいたまっちゃん」

彩の国暮らしレポートについてご意見、ご感想、お気づきの点等ございましたら下記までお寄せください。

編集・発行 ● 埼玉県消費生活支援センター

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティ A1街区2階 TEL:048-261-0975 / FAX:048-261-0962

E-mail:m4308776@pref.saitama.lg.jp / ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0304/index.html>

再生紙を使用しています。